

社会福祉法人日向市社会福祉会

役員、評議員選任・解任委員に対する費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人日向市社会福祉会役員及び評議員（以下「役員」という。）及び評議員選任・解任委員に対する費用弁償について定める。

(職員である者の特例)

第2条 法人職員である者については費用は支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員及び評議員選任・解任委員が会議に出席した場合、費用を弁償する。

- 2 費用の弁償額は、旅費、日当込の、日額、5,000円とする。
- 3 役員、監事の市外研修の場合も同額とする。

(業務の種類)

第4条 費用を支給する業務は次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会及び評議員会、評議員選任・解任委員会への出席
- (2) 監事による定期又は臨時監査
- (3) 理事長の定期施設巡回
- (4) 役員の市外研修
- (5) その他理事長が必要と認めた業務

(支給方法)

第5条 役員及び、評議員選任・解任委員の費用弁償の支給については、当日支給するものとする。ただし、理事長の3園施設巡回訪問については、年度末に訪問日数により支給する。

附則

この規程は平成16年4月1日から施行する。

この規程は平成20年4月1日から施行する。

この規程は平成28年12月17日から施行する。